

「第 2 期嬉野市文化振興計画」策定支援業務委託

プロポーザル実施要領

本実施要領は、「第 2 期嬉野市文化振興計画」策定支援業務委託（以下「本業務」という）を委託する事業者を選定するための企画提案（以下「本企画提案」という）について、参加事業者が仕様等を十分理解し、的確に履行できる技術力を有するかを審査し、選定するために、必要な事項を定めたものである。

1 業務概要

(1) 業務の目的

本業務は、平成 28 年に策定した「嬉野市文化振興計画」の計画期間が令和 7 年度末をもって終了となることから、その見直しを行い、令和 8 年度から令和 17 年度までを計画期間とした「第 2 期嬉野市文化振興計画」の策定を行うことを目的とする。

また、本業務において策定した計画は、今後、本市の文化振興に対する画一的なビジョンの共有や、施策展開を図る際のエビデンスとして活用していくことを目的とする。

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 委託予定上限額（消費税及び地方消費税含む）

3,700,000 円

2 参加資格要件

本件プロポーザルに参加できる者は、以下の全てを満たす事業者等とし、本業務委託を的確に遂行するに足りる能力を有するものとする。

なお、参加要件確認のため、所管の警察署へ照会する場合がある。

- (1) 本事業を遂行するにあたり、十分な知識及び技術、体制を有すること。
- (2) 過去に同種の業務を受託した実績があること。 ※官民の別は問わない。

ただし、次の各項に掲げる者は、参加事業者となることはできません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)により、更生手続き開始の申し立てをしている者
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)により、再生手続き開始の申し立てをしている者
- (4) 契約の日以前 6 か月以内に金融機関において、不渡り手形を出している者

- (5) 参加表明書の提出期限までに官公庁から指名停止措置を受けている者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者。
- (7) 嬉野市暴力団排除条例（平成24年嬉野市条例第2号）第2条第4号の規定に該当する者
- (8) 国税・都道府県民税及び市町村民税を滞納している者

3 契約締結までのスケジュール

内 容	日程・期限
公募開始	令和7年4月23日（水）
質問書の提出期限	令和7年5月2日（金）午後5時00分必着
質問書への回答	令和7年5月7日（水）までに回答
参加表明書提出期限	令和7年5月12日（月）午後5時00分必着
参加資格審査結果通知	令和7年5月14日（水）発送
企画提案書提出期限	令和7年5月23日（金）午後5時00分必着
審査（プレゼンテーション）	令和7年5月29日（木）※詳細は別途通知する。
審査結果通知	令和7年6月2日（月）予定
審査結果の公表、契約	令和7年6月10日頃

4 募集方法

嬉野市ホームページにプロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

5 参加手続き等

参加を表明する者は、参加表明書とともに以下の添付書類を提出し、参加資格審査を受けるものとする。

- (1) 参加表明書及び添付書類（以下「参加表明書類」という。）の構成
 - ア 参加表明書（様式第1号）
 - イ 会社概要（最新のもの。パンフレット等の使用も可。）
 - ウ 直近年度の決算書

エ 業務実績一覧（任意様式）

※平成 27 年度から令和 6 年度までの過去 10 年間の業務実績のうち、本業務と類似又は、関連する業務を対象とする。業務実績一覧には「発注機関名」「業務名」「契約金額（消費税込み）」「業務の概要」を記載すること。

オ 納税証明書の写し（参加表明書提出の前 3 か月以内に発行された証明書で、国税、参加表明する者の所在地における都道府県税又は都税及び市町村民税又は、特別区税の未納がないことを示すもの。）

カ 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し（参加表明書提出の前 3 ヶ月以内に発行された証明書）

(2) 参加表明書類の提出

参加表明書類 1 部を以下の通り持参又は郵送により提出すること。なお、参加表明書類は、(1) の添付書類一式を綴り込み、表紙に業務名称及び提出業者名を記入すること。

- ア 受付期間：令和 7 年 4 月 23 日（水）から令和 7 年 5 月 12 日（月）までとする
持参の場合は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。
郵送の場合は、期限内に必着とする。

- イ 提出先：嬉野市文化・スポーツ振興課 文化振興グループ
(〒849-1411 嬉野市塩田町馬場下甲 1967 番地 塩田公民館内)

(3) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、令和 7 年 5 月 14 日（水）までに書面により発送する。

(4) 提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有すると認められた者は、企画提案書（様式第 2 号）に以下の添付資料を添付のうえ、1 部提出すること。

なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに「辞退届」（様式第 3 号）を提出すること。

- ア 提出期限：令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 5 時まで

- イ 受付場所：嬉野市文化・スポーツ振興課 文化振興グループ
(〒849-1411 嬉野市塩田町馬場下甲 1967 番地 塩田公民館内)

- ウ 添付書類：提案事項（任意様式）及び配置予定者（任意様式）、業務工程表（任意様式）、見積書（任意様式、消費税込み）

- エ 提出方法：持参又は郵送とする。

持参の場合は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

郵送の場合は、期限内に必着とする。

6 企画提案の内容

別添の業務仕様書に記載している業務内容について提案すること。

7 質問回答

(1) 質疑の受付

ア 受付期間：令和7年5月2日（金）午後5時まで

イ 質問の方法

本業務について質問のある者は、末尾に記載する問い合わせ先の電子メールアドレス宛に送信すること。

送信に当たっては、表題を「第2期嬉野市文化振興計画策定支援業務委託」とすること。

原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。質問受付の終了時刻に関しては受付場所における着信日時とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。ただし、電話による受信確認は差し支えない。

(2) 質疑に対する回答

ア 回答予定日：令和7年5月7日（水）予定

イ 回答方法：嬉野市ホームページにて回答する。なお、本業務にあたる質問のみに回答することとし、全ての質問に回答するとは限らない。

8 受託候補者の選定方法等

(1) 審査方法

提案書の内容等について明瞭化のため、事務局が設置する選定委員会において、提出書類に基づいてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、受託候補者及び次点者を選定する。

(2) 評価基準等について

別表「評価基準及び配点一覧」のとおり

(3) 受託候補者の選定方法

- ① 前項の（2）に基づいて採点を行い、各審査員の採点を集計し、合計点数による順位において、1位の評価が最も多い者を受託候補者として決定する。
- ② 最高評価の者が複数となった場合は、審査委員会の合議により順位を決定し、本業務の受託候補者とする。
- ③ 参加事業者が1者のみの場合でも、審査を実施する。
- ④ 各審査員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない参加事業者は選定の対象としない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 「2 参加資格要件」を満たさなくなった者
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合

- ④ 参加事業者が個別に審査委員と接触をもつなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 見積額が委託上限額を超過している場合
- ⑥ その他審査で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

9 審査（プレゼンテーション）の実施

(1) 実施日

令和7年5月29日（木）を予定

※詳細な日時・場所については、別途通知する。

(2) 参加事業者出席者数

配置予定者を含めた3名以内

(3) プレゼンテーションに要する時間

概ね30分（説明20分、質疑応答10分）程度とする。ただし、参加事業者数に応じてプレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

(4) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションの内容は提出された提案書に基づくものとする。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

(5) プレゼンテーションに要する機材

パソコン、プロジェクタ及びスクリーンは事務局が準備する。ただし、パソコンについては参加事業者の持ち込みも可とする。

10 審査結果の通知・公表

受託候補者選定後、参加事業者全員に選定又は非選定の審査結果を通知する。また、受託候補者と次点者のみ嬉野市ホームページで公表する。

なお、審査結果及び審査内容についての質問・意義申し立ては一切受け付けない。

11 契約手続等

- (1) 選定された受託候補者は、事務局と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

- (2) 選定された受託候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式第3号）を提出すること。
- (3) 別添「仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、業務内容及び委託料について、双方確認のうえ契約上限額の範囲内において変更を行う場合がある。

12 その他

(1) 費用負担

本実施要項に基づく全ての手続きに関しては、参加事業者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 著作権

参加事業者が提出した提案書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、事務局が公募型プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。なお、参加事業者が提出した提案書類の返却は行わない。

(3) 提案書

同一の参加事業者から複数の企画提案書の提出は受け付けない。

(4) その他

本実施要項に定めるもののほか、必要な事項については、事務局が別に定める。

【問い合わせ先及び書類提出先】

嬉野市文化・スポーツ振興課 担当：品川・諸石

〒849-1411 嬉野市塩田町大字馬場下甲 1967 番地 塩田公民館内

TEL/Fax 0954-66-9129

E-mail : syakai@city.ureshino.lg.jp

評価基準及び配点一覧

【別表】

	評価の観点			評価項目	配点
内容点	1. 基本的要件に関する評価	①	業務実績	類似業務の経験や成果があり、本業務を効果的に遂行するために十分な業績を有しているか。	10 点
		②	業務実施体制	・業務内容が的確に遂行されるための人員と組織の体制が整っているか。 ・発注者との連絡調整、迅速な対応が可能な体制であるか。 ・業務スケジュールは適当か。	10 点
	2. 企画立案・実施に関する評価	①	業務の理解度	・本業務に関連する国、県の現況や動向を把握しているか。 ・本市の業務目的及び内容を十分理解した企画提案がされているか。	15 点
		②	本市への理解度	・本市の地域性や特徴を理解した提案内容となっているか。 ・本市の総合計画との整合性がとれているか。 ・提案内容は本市独自の計画策定が可能なものか。	20 点
		③	計画策定後の展開	・本業務で策定する計画の活用法について、具体的な提案がされているか。 ・提案内容は、本市にとって有用且つ実現可能な内容となっているか。	20 点
		④	その他の提案	・仕様書に定めた業務以外にも、本業務に有効だと思われる手法など積極的に提案がされているか。 ・計画書のレイアウトや構成、デザインは、誰にでも分かり易く、興味や関心を持たせる工夫がされているか。	15 点
	価格評価	①	見積額	予算の範囲内で見積もりが行われているか。 また、本業務を実施するにあたり、提案内容に対して適正な予算配分がされているか。	10 点
合 計					100 点